



青色ニュース

令和4年4月号
第55号

当会
ホームページ



Facebook
(フェイスブック)



- 1、申告内容の確認について
- 2、インボイス制度
- 4、事業復活支援金
- 6、感染拡大防止協力金
- 7、ツカエル青色申告
- 8、国税の振替日について

(一社)品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館1階
電話03(3474)7564(代)
FAX03(3458)2616

申告内容の再確認をしましょう

確定申告お疲れ様でした

確定申告した内容に誤りがあった場合は、所轄税務署に対して『修正申告』又は『更正の請求』を行う必要があります。特に注意が必要なのは、売上の計上漏れ等により、納めるべき税金が少なかった場合に行う『修正申告』です。

この『修正申告』は、増額した税金の納付が遅くなればなるほど、延滞税等が加算されていきます。加算される金額には住民税に対する延滞金等もあります。

一方、経費の計上漏れ等により税金を多く支払った場合に行う『更正の請求』には「事実を証明する書類」が必要となり、法定申告期限から原則として5年間のみとなりますのでご注意ください。

納付すべき税額に不足額があるとき
純損失の金額又は還付金の額が過大であるとき 等

⇒ 「修正申告」

納付すべき税額が過大だったとき
純損失又は還付金の額が過少であるとき又は純損失等の金額の記載がなかったとき 等

⇒ 「更正の請求」

令和4年1月に品川区の税務納税功労者への表彰がされました。

今年はコロナウイルス蔓延の影響の為、表彰式は行われず、表彰者への表彰状の贈呈だけとなりました。

当会からも永年の功績により、次の方が表彰されました。

おめでとございます。

税務功労者

都税事務所長感謝状

佐藤 久男 氏

品川区納税功労表彰

(感謝状)

松澤 剛 氏

中山 隆一 氏

インボイス制度

令和5年10月1日
導入開始



国税庁インボイス
特設サイト



ここが変わるインボイス制度

消費税の計算方法について

(一般課税の場合)

インボイス制度が開始されると、消費税の計算方法に変更が生じます。

仕入税額控除を受けるためには、登録番号等一定の要件を満たした「適格請求書」の保存が必要となります。

「適格請求書」は、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」だけが交付することができ、相手も「適格請求書発行事業者」であるかどうかによって、仕入れ税額控除額に影響が及ぶため確定申告の際の納める税額に変化が生じます。

なお、「適格請求書発行事業者」の登録をおこなった場合、たとえ免税事業者でも課税事業者として消費税の申告をする義務が生じます。

消費税の計算方法（一般課税の場合）

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）}$$

仕入税額控除
(ここが変わる)

登録申請のスケジュール

登録申請書
提出受付開始

令和5年10月1日登録の
登録申請書提出期限(原則)

適格請求書等
保存方式導入

令和3年
10月1日

令和5年10月1日より適格請求書発行事業者となることを希望される場合には、原則、この期間内に登録申請書を提出する必要があります。

令和5年
3月31日

令和5年
10月1日

適格請求書(インボイス)の記載例

不特定多数者に対して販売を行う一部の業種については、『適格請求書』に代えて、『適格簡易請求書』を交付することができます。

請求書

青色商事(株)

登録番号 T 0000000000000000

② (株)〇〇 御中 ①

11月分 16,400円

令和××年11月30日

日付	④ 品名	金額
11/1	④ 麺類 ※	2,160円
11/2	野菜 ※	3,240円
11/3	調理器具	11,000円
合計	15,000円	消費税 1,400円
8%対象	5,000円	消費税 400円
10%対象	10,000円	消費税 1,000円

⑥

④ ※ 軽減税率対象

- 適格請求書(インボイス)の主な記載事項
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ③ 取引年月日
 - ④ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
 - ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額税抜き又は税込み) 及び適用税率
 - ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

Q 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

A、売上先からインボイスの交付を求められるか、検討確認をしてみましょう。

- ・消費税の課税事業者である売上先は、仕入れ税額控除の為、あなたの交付するインボイスが必要です
- ・課税事業者であっても、簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- ・消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です。

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- ・登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です。
- ・登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。
- ・なお、売上先は、経過措置期間は仕入れ税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- ・必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなどにも検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます。



事務局からのお知らせ

- ・会員向けのインボイス制度の説明会を、今後開催を予定しています。
- ・日程・内容等について決定次第会報等にてご案内いたします。また、個別でのご質問等についても対応いたします。



事業復活支援金

<https://jigyou-ukkatsu.go.jp/>



こちらから特設サイトへアクセスできます

申請期限

令和4年1月31日(月)～5月31日(火)

給付額(※)

基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5

※給付上限額(個人事業主の場合)

売上高減少率

50%以上

最大50万円

30%以上50%未満

最大30万円

対象者(次の2つの要件を満たしている必要があります)

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者(※)

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※詳細についてはサイトをご確認ください。また、その影響を受けたことを裏付けるための書類を追加提出を求める場合があります。

申請手続きの流れ

①アカウントの申請・登録等(※)

申請用のWEBページから登録します。

②登録機関による事前確認(※)

4月より(一社)品川青色申告会でも受付開始(会員のみ)。電話対応可

③申請手続き

申請用のWEBページから申請します。

※「一次支援金」又は「月次支援金」をすでに受給された方に関しては、①②の手続きが不要となります。

申請の際に用意する書類

- ・ 本人確認書類（運転免許所やマイナンバーカードなど）
- ・ 確定申告書類の控え（決算書及び申告書）
- ・ 対象月の売上台帳等
- ・ 振込先の通帳
- ・ 宣誓・同意書

一時支援金及び月次支援金を受給しておらず継続支援の関係がない方は、以下の書類も必要となります

- ・ 基準月の売上台帳等
- ・ 基準月の売上に係る1取引分の請求書又は領収書
- ・ 基準月の売上に係る通帳等（取引が確認できるページ）



キーワード解説

対象月

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月で、基準期間の同月（基準月）と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月

基準期間

「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間

基準月

基準期間における対象月と同じ月

電子申請の方法がわからない方や難しい方を対象に、「申請サポート会場」にて補助員が電子申請の入力サポートを実施します（完全予約制：都内6会場）。

入力サポートを希望される場合は、登録確認機関による事前確認を済ませたうえで、サポート会場の来訪予約を行ってください。



事業復活支援金事務局相談窓口（申請者専用）

TEL：0120-789-140

※受付時間は、8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます。

※お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

感染拡大防止協力金



こちらから特設サイトへアクセスできます

申請期間

令和4年3月22日(火)～4月27日(水)

対象期間

令和4年2月14日(月)～3月21日(月)

※対象期間の全期間協力していただく必要があります。

申請方法

郵送又はオンライン申請(※)

(※) オンライン申請ポータルサイト

<https://jitan.portal.metro.tokyo.lg.jp>

今回の協力金は、認証店・非認証店によって要請内容及び支給金額が異なります。

	要請内容A	要請内容B
対象	認証店	認証店・非認証店
営業時間の短縮	従前21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から21時までの間に営業を短縮	従前20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から20時までの間に営業を短縮(休業を含む)
酒類提供	11時～20時まで可	行わない
人数	1グループ・1テーブル4人以内(※1)	1グループ・1テーブル4人以内(※1)
支給額計(※2)	90万円～上限720万円	108万円～上限720万円

キーワード解説

認証店

「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗

非認証店

「感染防止徹底点検済証」の交付を受けていない又は掲示していない店舗

(※1) 認証店は、「対象者全員検査制度」を活用し、全員陰性の結果を確認した場合には、人数上限なし。

(※2) 支給額等の計算上、売上高の証拠書類の添付が必要となる場合があります。支給額の計算方法については、ホームページ等をご確認ください。



感染防止徹底点検済証



当会推奨クラウド会計ソフト

ツカエル青色申告 オンライン

不動産収入の内訳書

日付/伝票	決	相手科目	借額/振込先	借入金額	引出金額	5,265,482
12/20(月)	11	22000 シンシ	賃貸料入金	212,000	5,305,482	
12/20(月)	12	22010 サササ	賃貸料入金	210,000	5,615,482	
12/20(月)	21	21030 クワク	賃貸料入金	204,000	5,719,482	
12/25(土)	6	銀行	借入金元金返済額		1,404,554	4,314,928
12/31(金)	3	前受金	翌年1月分	200,000		4,514,928

不動産収入の内訳書

借主名	用途	不動産の所在地	借主の住所・氏名	借付期間	本年中の収入金額		借入金	借入金	
					月	円			
貸家	住宅用	東京都港区	東京都港区 あおぞら	自 2021.1 至 2021.12	25.8	190,000	1,200,000	190,000	200,000
貸家	住宅用	東京都港区	東京都港区 いらい	自 2021.4 至 2021.12	24.8	94,000	816,000	94,000	191,000
貸家	住宅用	東京都港区有明	東京都港区有明 あかか	自 2021.4 至 2021.12	44.8	280,000	1,800,000	280,000	200,000
貸家	住宅用	東京都港区有明	東京都港区有明 あかか	自 2021.4 至 2021.12	44.8	302,000	1,818,000	302,000	202,000
貸家	住宅用	東京都港区有明	東京都港区有明 クワク	自 2021.4 至 2021.12	44.8	284,000	1,836,000	284,000	204,000
貸家	住宅用	東京都港区有明	東京都港区有明 クワク	自 2021.5 至 2021.12	45.8	310,000	1,698,000	310,000	210,000
貸家	住宅用	東京都港区有明	東京都港区有明 クワク	自 2021.4 至 2021.12	44.8	312,000	1,884,000	312,000	212,000
貸家	住宅用	東京都港区有明	東京都港区有明 クワク	自 2021.7 至 2021.12	46.5	314,000	1,284,000	314,000	214,000
貸家	住宅用	東京都港区有明	東京都港区有明 クワク	自 2021.4 至 2021.11	43.8	230,000	1,740,000	230,000	110,000
計						13,678,000	1,618,000	110,000	1,431,000

固定資産台帳

資産名称	取得年月	取得方法	償却期間/年	償却率	償却累計額	期末残価	償却
高級マンション	2021/03/15	定額法	10	0.022	3,666,667	166,333,333	
102号室 内装工事	2021/07/14	定額法	6	0.067	67,000	1,933,000	
エアコン	2021/07/09	定額法	6	0.167	29,225	320,775	

昨年より導入を開始いたしました、クラウド会計ソフト『ツカエル青色申告オンライン』ですが、はやくもユーザーの方よりご好評をいただいております。使用料については、導入初年度だけでなく2年目以降も割引がございますのでこの機会にぜひ導入をご検討ください

主なメリット

- ・ インターネット接続環境があれば利用可能
- ・ ウィンドウズ・マックどちらでも利用可能
- ・ 自動でアップデートされるためバージョンアップ等の作業が不要、また法改正にも対応
- ・ 銀行預金やカード等とデータ連携させることで、会計ソフトが自動仕訳処理

1年目の方は

2年目以降の方

割引を使ってお得

ずっとお得

年間使用料が **12,000円**

初年度割で **▲6,000円**

青年部・女性部割で **▲6,000円**

導入初年度が **0円**

年間使用料が **12,000円**

継続割で **▲2,000円**

2年目以降は **10,000円**

令和3年分の納期限（法定納期限）及び振替日

申告所得税及び復興特別所得税

	納期限（法定納期限）	口座振替日
第三期納期	令和4年3月15日（火）	令和4年4月21日（木）
延納分	令和4年5月31日（火）	令和4年5月31日（火）

消費税及び地方消費税（個人事業者の場合）

	納期限（法定納期限）	口座振替日
確定申告（原則）	令和4年3月31日（木）	令和4年4月26日（火）

※ 申告・納付期限の延長をされた方で振替納税をご利用の方へ

	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税
口座振替日	令和4年5月31日（火）（注）	令和4年5月26日（木）

（注）申告納付期限の延長に伴う振替日の変更により、振替日が延納期日と同一日（令和4年5月31日）となったため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額的全額を一括して振替納税による口座引き落としを行います。なお、振替納税による口座引落としが出来なかった場合には、申告した日の翌日から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①（一社）品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※ 共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等にお時間を要する場合があります。

※ お引越し先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※ 氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

② 転居の場合は税務署へ届出書の提出が必要となります。

③ 事務局にて各種届出書作成のサポートを行っております。印鑑をお持ち下さい。

【死亡又は出国された方など】

★ 死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

★ 廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※ 詳細はお問い合わせ下さい。

【会員の慶弔規定に関して】

★ 慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

なお、その事実から3ヶ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※ 詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★ 6月～12月までの第一土曜日（祝日を除く）は通常営業致します。

なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★ 車での来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。

そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※ 自転車保険・交通傷害保険取り扱っています。